

○茂原市手数料条例

別表（第2条）抜粋

種類	単位	金額
(23) 屋外広告物許可手数料	ア はり紙・ポスター50枚につき	380円
	イ はり札10枚につき	380円
	ウ 立看板1枚につき	380円
	エ アーチ1基につき	4,000円
	オ 旗・のぼり・横断幕その他の 広告幕1枚につき	380円
	カ アドバルーン1個につき	2,000円
	キ 自動車を利用する広告物 1個につき	1,150円
	ク 広告板等1個につき	表示面積1平方メートル未 満のものにあっては760円、 表示面積1平方メートル以 上2平方メートル未満のも のにあっては1,150円、表示 面積2平方メートル以上5 平方メートル未満のものに あっては2,000円、表示面積 5平方メートル以上のもの にあっては5平方メートル までごとに2,000円
	ケ 電柱類を利用する広告物 1個につき	表示面積1平方メートル未 満のものにあっては380円、 表示面積1平方メートル以 上のものにあっては1平方 メートルまでごとに380円